

福岡県公報

平成28年12月9日
第3851号

目次

告示(第849号-第864号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○救急病院等の認定	(医療指導課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の決定	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○救急病院等の認定	(医療指導課)	6
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
公 告		
○平成28年度ふぐ処理師試験の実施について	(保健衛生課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	8

○都市計画事業の施行	(公園街路課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○落札者等の公示	(情報政策課)	11

告 示

福岡県告示第849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米柳川線	久留米市大善寺町宮本1463番1先から 久留米市大善寺町宮本1506番2先まで

福岡県告示第850号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病

院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
新中間病院	中間市通谷1-36-1	平成27年11月10日から 平成30年11月9日まで
馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	平成27年12月1日から 平成30年11月30日まで
姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265	平成28年3月1日から 平成31年2月28日まで
西尾病院	直方市津田町9-38	
柳病院	八女市大字吉田2-1	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
村上外科病院	田川市魚町12-5	
福岡大学病院	福岡市城南区七隈7-45-1	
新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	
三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野1-12-18	
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	
貝塚病院	福岡市東区箱崎7-7-27	
片井整形外科・内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	
大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2-19-1	
北九州総合病院	北九州市小倉南区湯川5-10-15	
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	平成28年8月1日から 平成31年7月31日まで
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1	
明治記念病院	飯塚市川津360-3	
蜂須賀病院	宗像市野坂2650	
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6-8-5	
西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	
白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1	
昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1	

福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35	平成28年10月12日から 平成31年10月11日まで
吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4-6-25	
八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	
九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	
那珂川病院	福岡市南区向新町2-17-17	
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	
友田病院	福岡市博多区諸岡4-28-24	
木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	
千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	
ひまわり病院	糟屋郡粕屋町長者原東1-10-3	
地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	
浜の町病院	福岡市中央区長浜3-3-1	

福岡県告示第851号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字別所2870の2、2870の4、2872の1、2875
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字別所2870の2・2870の4・2872の1・2875（以上4筆について次の図に示す

部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第852号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字添田字林莉野ヨリ山伏谷迄332の34・332の35・332の37・332の43・332の70（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第853号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字上梅カニ3853の1から3853の3まで、3883の1、字大タフ3884、3885、3886の1、3886の2、3887、3890の2、3891
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第854号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所

八女市立花町上辺春字高倉7440、7450（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高倉7450、7440（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第855号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字崩ヶ根3567の14、字タカヤ3807の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第856号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字熊ヶ倉1720の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第857号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市泉河内字ハサマ1200の1、1200の3

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第858号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1266、1267、字宮ノ谷1786、字ニデノ木1806

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片原1266・1267（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷1786（次の図に示す部分に限る。）、字ニデノ木1806（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
飯塚	県道	瀬戸飯塚線	飯塚市飯塚288番1先から 飯塚市飯塚433番6先まで	13.6 ～ 77.0	262.0	うち一般国道211号重用延長91.5メートル

福岡県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		八 女 香 春 線	前	八女市上陽町久木原402番1先から 八女市上陽町久木原431番1先まで	12.4 ～ 17.5	119.4
			後	八女市上陽町久木原402番1先から 八女市上陽町久木原431番1先まで	12.4 ～ 15.8	

福岡県告示第861号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在 地	有効期間
米の山病院	大牟田市大字歴木4-10	平成28年3月1日から平成31年2月28日まで
北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木1-3-33	平成28年7月17日から平成31年7月16日まで

福岡県告示第862号

次に掲げる病院は、平成28年2月29日付で、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の

規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在
米の山病院	大牟田市大字今山2324-1

福岡県告示第863号

次に掲げる病院は、平成28年4月30日付で、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在
北九州総合病院	北九州市小倉南区湯川5-10-15

福岡県告示第864号

次に掲げる病院は、平成28年7月16日付で、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在
牧山中央病院	北九州市戸畑区初音町13-13

公 告

公告

平成28年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成29年3月9日 (木曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時00分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡

西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚若しくは精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成29年1月4日（水曜日）から平成29年1月18日（水曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成29年1月18日（水曜日）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成29年3月28日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字常松223番8及び223番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字永岡1100番地1フォーレスト桜台402号

高野 弘只 高野 加世子

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
瀬高町土地改良区	平成28年11月28日

公告

解散した清算法人城井土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
篠田 高久	京都郡みやこ町犀川横瀬1232番地
宮元 弘満	京都郡みやこ町犀川木井馬場337番地2
村上 征男	京都郡みやこ町犀川木井馬場180番地
正野 和美	京都郡みやこ町犀川横瀬183番地
森原 盛繁	京都郡みやこ町犀川木井馬場704番地2
江島 健介	京都郡みやこ町犀川木井馬場1153番地
白川 義男	京都郡みやこ町犀川犬丸315番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・21号 長浜太宰府線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原3丁目5番25号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

春日市須玖北六丁目、須玖北七丁目、須玖北八丁目及び須玖北九丁目地内

(2) 使用の部分

なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市大字中底井野字川端598番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市長津三丁目11番31号フレール五反田A201号室

安岡 崇 安岡 真由美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市陵巖寺三丁目626番1、626番2の一部、626番4、630番1及び1218番2の一

部並びに陵巖寺1097番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡芦屋町花美坂1番10号

倉本 誠士

公告

解散した清算法人松田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
谷本 英司	京都郡みやこ町勝山松田2320番地
坂邊 芳則	京都郡みやこ町勝山松田1854番地
由井野 一敏	京都郡みやこ町勝山松田2339番地
由井野 信行	京都郡みやこ町勝山松田2361番地
九十九 芳晴	京都郡みやこ町勝山松田2430番地
椎野 昭広	京都郡みやこ町勝山松田2338番地2
櫛野 正	京都郡みやこ町勝山松田2181番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字的野字古森709番31、709番32及び710番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡新宮町大字的野723番地3

株式会社明興
代表取締役 柳 旭

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市・筑後市・大川市 みやま市・三潞郡大木町	平成28年12月1日から 平成29年3月15日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) エディオン久留米津福店
 - (2) 所在地 久留米市津福今町606番5 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
 - (2) 所在地 太宰府市五条二丁目22番7号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字萩原351番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市向佐野四丁目7番7号YZパティオ205
北島 伸一郎

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年11月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人待雪草の会

(2) 代表者の氏名

牧瀬 嘉男

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市横田875番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者に対する日常生活支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月9日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福岡県共用ネットワーク管理システムの賃貸借及び保守 60か月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年11月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

リコーリース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東2-10-35

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

93,247,200円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

平成28年9月20日